

深沢高校同窓会規約

第1章 総則

第1条 本会は「深沢高校同窓会」と称し、その事務所を東京都立深沢高等学校内に設置する。

第2条 本会は会員相互の親睦と互助及び教養の向上を図ることを目的とする。

第2章 会員

第3条 本会は深沢高校を卒業した者、及びこれに準ずる者を会員とする。

第4条 会員は次の種類を置く。

- (1) 正会員 卒業生及び中途退学者のうち希望者
- (2) 特別会員 現職員及び旧職員

第5条 会員は別に定める会費規定により会費を納めなければならない。

第6条 会員は姓名・職業・住所等の変更があった時は直ちに本会事務所に届けねばならない。

第7条 本会の名誉を著しく傷つけたり、会員の義務を著しく怠った会員は、これを除名することがある。

第3章 事業

第8条 本会は前記第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦のための諸行事
- (2) 母校発展への寄与
- (3) 会誌、会報及び名簿の製作
- (4) 会員の甲間に関すること
- (5) その他本会で必要と認めたこと

第4章 役員

第9条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 一名
- (2) 副会長 二名
- (3) 理事 二十五名内外
- (4) 監事 二名
- (5) 評議員 各卒業期毎に一学級につき二名
- (6) 評議員会議長、副議長、書記各一名

第10条 会長、副会長、理事、幹事、及び評議員会執行部は評議員の中から互選する。

第11条 会長、副会長、理事及び幹事の任期は二年とし、再任を妨げない。

第12条 本会は現校長を名誉会長とする。

第13条 本会は特別会員の中から若干名を顧問とする。

第5章 役員会

第14条 本会の役員会は評議員会及び理事会とし、会長、評議員会議長がこれを招集する。ただし評議員会は四分の一の

要請により会長はこれを招集する義務を負う。

(1) 評議員会の定足数は総数の四分の一とする。これは委任状を含めてもよい。

(2) 評議員会の決定はその過半数をもってする。

第15条 評議員会は次の事を行う。

- (1) 会長、副会長、理事及び監事の互選
- (2) 予算及び決算の審議
- (3) 理事会提出の案件の審議
- (4) その他必要な案件の処理

第16条 理事会は次の事を行う。

- (1) 会務の執行
- (2) 会務分離決定
- (3) 評議員会への提出原案の製作（細則等）
- (4) その他本会の運営に必要な事柄

第17条 各理事は次の各分科会に属して会務を担当しなければならない。

- (1) 総務 7名内外
- (2) 渉外 5名 "
- (3) 広報 10名 "
- (4) 会計 3名 "

第6章 総会

第18条 総会は毎年5月最終日曜日会長が招集しなければならない。ただし評議員の三分の一及び一般会員の十分の一の要請があれば会長は臨時総会を招集する義務を負う。

第19条 総会では次の事を行う。

- (1) 予算及び決算の承認
- (2) 役員承認
- (3) 会務の報告
- (4) その他総会での承認を必要と認めたこと。ただし総会での承認は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第7章 会計

第20条 本会の資産は理事会がこれを管理する。

第21条 本会の会計は会員の会費及び寄附金によりまかなう。

第22条 本会の会計年次は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第8章 付則

第23条 本会則の変更は総会において出席者の過半数の賛成を得なければならない。

第24条 会の運営についての細則は理事会の決定による。

第25条 第9条の規定にかかわらず、昭和41年度にかぎり、評議員は各学級毎に3名選出する。

第26条 本会則は昭和41年10月16日より施行する